

令和8年2月18日

鳥栖市長 向門 慶人 様

鳥栖市総合計画審議会

会長 戸田 順一郎

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

鳥栖市総合計画審議会条例第1条の規定により、令和7年9月2日付け鳥政第5120号をもって諮問された第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定については、当審議会において審議の結果、別冊のとおり第7次鳥栖市総合計画後期基本計画（案）として答申いたします。

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

（読み上げ文）

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定にあたり、昨年9月に本審議会に諮問いただいてから今日まで、3回の審議会において、それぞれの委員がそれぞれの立場や経験をもとに、限られた時間の中で議論してまいりました。

本審議会では、第7次鳥栖市総合計画の示す将来都市像や基本目標を実現するため、基本目標の各種施策を体系化し、具体的に示した「基本計画」について、前期基本計画の評価や中高生を始めとする多様な主体からいただいた意見の反映、将来的な土地利用の方針を示す土地利用計画の策定及び基本目標に位置付ける各種施策の内容や指標等に対して、慎重に審議を重ねてきたところです。

今後、第7次鳥栖市総合計画後期基本計画（案）として、鳥栖市議会への提案、議決を経て、正式に第7次鳥栖市総合計画後期基本計画となりますが、鳥栖市におかれましては責任を持って計画を推進していただくとともに、今後、想定しえない社会環境の変化等が起こったときには、本計画の見直し等、柔軟に対応していただければと思っております。

そして、本審議会委員はもちろんのこと、市民の方々もまちづくりの一員として積極的に関わっていくことを切に願っております。

それでは、鳥栖市総合計画審議会条例第1条の規定により、令和7年9月2日付け鳥政第5120号をもって諮問された第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の策定については、当審議会において審議の結果、別冊のとおり第7次鳥栖市総合計画後期基本計画（案）として答申いたします。

令和8年2月18日

鳥栖市総合計画審議会 会長 戸田 順一郎